平成 25 年５月 10 日

各　位

会 社 名　株式会社アドバネクス
代表者名　代表取締役会長兼社長　加藤　雄一
（コード番号 5998　東証第 1 部）
問合せ先　取締役業務管理本部長　大野　俊也
（TEL. 03－3822－5865）

取締役の株式報酬型ストック・オプションの導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社取締役に対して株式報酬型ストック・オプションを導入することおよび報酬額を改定することの承認を求める議案（以下「本議案」といいます。）を、平成 25 年６月 20 日開催予定の当社第 65 期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．目的

当社の長期的な企業価値向上に対する意欲や士気を高めるとともに、取締役の報酬と当社の業績や株価との連動性を強め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社取締役を対象とした株式報酬型ストック・オプションを導入することといたします。

２．内容

（１）株式報酬型のストック・オプションの導入

当社は、平成 20 年６月 25 日開催の第 60 期定時株主総会において、取締役に対する報酬額を年額２億円以内とすることをご承認いたただき今日に至っておりますが、その後の取締役の員数の増加と経済情勢の変化等諸般の事情を勘案し、取締役の報酬額を年額３億円以内に改定することについて本総会に諮る予定です（取締役の報酬額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします)。

これとあわせ、当社の長期的な企業価値向上に対する意欲や士気を高めるとともに、取締役の報酬と当社の業績や株価との連動性を強め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図るため、上記の報酬額とは別枠にて年額 30 百万円以内の範囲で、取締役に対する株式報酬型ストック・オプション（権利行使価格が１円の新株予約権）制度を導入することを本総会に付議いたします。

株式報酬型ストック・オプションの付与は、新株予約権の公正な評価額を払込金額とする新株予約権を取締役に割当てる一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により行います。

本議案が承認された後は、本議案記載の範囲で、取締役会の決議により、株式報酬型ストック・オプションのための新株予約権を取締役に対して発行することとなります。

（２）株式報酬型ストック・オプションの内容（報酬として発行する新株予約権の内容）

①新株予約権の数

新株予約権の総数は、300 個を 1 年間の上限とする。

②新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の数は、300,000 株を 1 年間の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は 1,000 株とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

③新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック･ショールズ･モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、新株予約権の割当てを受ける者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 1 円とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

割当日から割当日後 30 年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件

ⅰ） 新株予約権者は、当社の取締役に在任中は新株予約権を行使することができず、上記 ⑤の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。

ⅱ）その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

⑧その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上